

新 型 コ ロ ナ 対 策

売上高が減少している事業主の皆さんを支援します! 五所川原市新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少した市内で店舗または事業所を営んでいる事業主に対して、経営の維持または継続のための支援として、事業継続支援金を支給します。

支援金額 20万円
(店舗または事業所ごと)

申請期限
2月28日(月)まで

主な要件

- ▷令和3年3月31日までに開業し、店舗を市内に有し、事業を営む方（県外に本店を有する事業者を除く）
- ▷新型コロナの影響により、令和3年4月から令和4年1月までの間でいずれかの月の売上高が前々年または前年の同月売上高より30%以上減少した方
- ▷日本標準産業分類の大分類「農業、林業」「漁業」に該当する業種以外の事業を営む方
- ▷市町村税を滞納していない方 など

申請方法…申請書と併せて次の書類を商工労政課へ提出してください（郵送可）。

*申請書類は、市ホームページからダウンロードするか、商工労政課、金木総合支所、市浦総合支所で配布しています。

- ①支援金交付申請書兼請求書
 - ②宣誓書兼売上高比較表
 - ③市町村税の滞納がないことを証する証明書
 - ④営業に当たり必要な許可等を受けていることを証する書類（許可等が必要のない場合は業種を確認できる書類）
 - ⑤振込口座のわかる通帳の写し等
- *②の根拠となる「月別売上高のわかるもの」を必ずお持ちください。
*④・⑤は、令和3年度に商工労政課で実施した補助金等を利用し、内容に変更がない場合は不要です。
*感染拡大防止のため、市役所での相談および申請は予約制となっています。

問い合わせ・申請先…商工労政課 内線2558

新型コロナウイルス感染症の影響により 市税や保険料などの納付が困難となられた方へ（相談窓口のご案内）

新型コロナウイルス感染症にり患したり、感染拡大の影響により、所得や事業に著しい損失を受けたなどの事情で、市税や保険料などの納付が困難となった方は、申請をいただき要件を満たせば、納付期限の延長が可能となる場合がありますので、下記の担当課までご相談ください。

市税・国民健康保険税について 収 納 課 内線2275	介護保険料について 介護福祉課 内線2442
市営住宅使用料について 建築住宅課 内線2662	水道料金・下水道使用料について 経営管理課 内線2713

離職者等再就職訓練(保育士養成科)受講生募集

令和4年度募集定員9名(2年制)

募集期間 令和3年12月24日～令和4年2月28日

訓練期間 令和4年4月から約2年間

受講料 無料
※教科書代、学年諸経費等は実費負担

対象者

①ハローワークに求職申込をし、保育士の資格を得て再就職を希望する方。②高等学校卒業以上または同等の学力を有すると認められる方。③他の条件を満たす方。

重要

詳細については、最寄りのハローワークに直接お問い合わせください。

委託訓練校



www.h-kouseigakuin.jp

弘前厚生学院

〒036-8185 弘前市御幸町8-10
TEL.0172-33-2102



五所川原市を応援します!!

◎ 広報有料広告